



税務調査でチェックされる 「除却損」

週刊税務通信2021年6月14日号No.3658「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

除却損について

会社の固定資産や棚卸資産等の資産を破損、廃棄した場合は、その簿価を損金計上することができます。

【調査でチェックする項目】

①資産等を除却した日、②ソフトウェア等無形資産の除却の理由と状況、③有姿除却をした資産の状況

①資産等を除却した日

調査では、廃棄等の事実を確認するため、廃棄物処理業者のマニフェストや、引取業者等の発行する証憑を確認し、引取が決算日内に行われていたか、必ずチェックします。

除却損が高額で、除却日が決算に近い日の場合で疑義があれば、相手先まで反面調査に行くこともあります。

(調査対応)

- ・**除却日を明確**にしておく。 ・**金銭の收受**があった場合は**処理を正しく**しておく。
- ・**自己で廃棄**する場合は、**リストと画像等を残しておく**、**廃棄の事実を立証**できるようにしておく。

②ソフトウェア等無形資産の除却理由と状況

ソフトウェアの除却については、物理的な廃棄を外形的に証明しがたい面があります。

調査では、除却したソフトを利用していた業務を現在どのように行っているか、新たなソフトウェアの購入状況を確認します。

(調査対応)

- ・**会社では利用しなくなった事実**を明らかにする疎明資料(**稟議書等**)を**残しておく**。

③有姿除却をした資産の状況

有姿除却……固定資産を廃棄していない場合でも、使用を廃止し、今後事業で使用する可能性が無いこと、特定製品の金型で生産中止となり将来使用される可能性がほとんどないことが明らかなこと(法基通7-7-2)により、その処分見込み額を簿価より差し引いた額を**除却損**として認めること。

調査では、使用しなくなった経緯や該当する固定資産の現物の状況の確認、転用を含めた再利用の可能性を会社の関係者からヒアリングを行い、処分見込み額が適正であるかを調べます。

(調査対応)

- ・**これらを説明できる資料を準備**しておく。

【今月の経営格言】

事業の成果はお客様から得られる。 by一倉定 (経営コンサルタント)

合理化、能率、品質と言うようなものは、それ自体は結構なことではあるが、それは内部管理の優秀さの実証であっても、必ずしも優秀企業の実証であるとは限らない。商品の収益性が低かったり、販売力が弱くは、優れた業績は期待できない。企業存続に必要な収益を手に入れることによつてのみ会社は生き続けることができるのである。収益は、ただ一生懸命努力することによつて得られるのではなく、商品が売れることによつてのみ手に入れることができる。収益は会社の内部にはない。内部にあるのは費用だけである。収益は外部、つまりお客様のところにあるのだ。それはお客様の要求を満たすことによつてのみ手に入れることができる。 「一倉定の経営心得」より